

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田寛也

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に関する規程（昭和53年岩手県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>科学技術課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>産業創出担当課長（品種の育成にあつては、農林水産企画室企画担当課長）</u>、<u>人財給与担当課長</u>、<u>予算調製課予算担当課長</u>、<u>管財課管理担当課長</u>及び所属長（第16条第1号に関するものを除く。）をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 審査会の庶務は、<u>商工労働観光部科学技術課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>科学・ものづくり振興課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>農林水産企画室企画担当課長（品種の育成に関することに限る。）</u>、<u>人事課人財給与担当課長</u>、<u>予算調製課予算担当課長</u>、<u>管財課管理担当課長</u>及び所属長（第16条第1号に関するものを除く。）をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 審査会の庶務は、<u>商工労働観光部科学・ものづくり振興課</u>において処理する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。